

一般財団法人松本市スポーツ協会スポーツ振興事業費交付規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人松本市スポーツ協会に加盟している競技団体、武道団体、レクリエーション団体及び地区団体(以下「加盟団体」という。)が実施するスポーツ振興に資する事業に要する経費に対し、参加費等を除く事業費を上限とし、予算の範囲内で事業費を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(対象事業の種類、対象経費)

第2条 対象事業の種類、対象経費は、次の表のとおりとする。

事業の種類	目 的	対象経費等
1 団体組織維持強化事業	市民スポーツ振興を進める基礎団体の基盤強化を図ること。	1 会議費 2 団体役員運営手当 3 その他組織運営に必要な経費
2 指導者育成確保事業	市民スポーツ振興を進める指導者の育成確保をすること。	1 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格及び日本レクリエーション協会公認指導者資格並びにこれらと同等の資格の新規取得時経費 2 同 更新経費
3 スポーツ教室開催事業 加盟団体が主催又は主管して行うスポーツ教室で次の各号に掲げる要件を満たす事業とする。 (1) 幼児から高齢者にいたる市民を対象とし、市民が進んで参加できること。 (2) 指導者(講師・助手)は、終了後も参加者に対して継続して行えるよう適切な指導助言を行うようにすること。 (3) 必ず傷害保険に加入すること。(未加入事業は補助の対象とはしない。)	市民にスポーツをする機会を与え、スポーツの振興と普及発展に資すること。	1 講師及び助手の謝金及び交通費は、次の基準による。 (1) 講師謝金 1時間当たり 2,000円以内 (2) 助手謝金 " 1,000円以内 (3) 交通費 実費 2 会場使用料、設備・備品使用料 実費 3 競技用等備品及び消耗品の購入費(消耗品には熱中症用飲料含む) 実費 4 印刷製本費(要項、プログラム等) 実費 5 会議費 実費

事業の種類	目 的	対象経費等
4 スポーツ大会開催事業 (1)加盟団体が主催して行うスポーツ大会 (2)必ず傷害保険に加入すること。(未加入事業は補助の対象とはしない。)	スポーツ大会を開催することによって、市民のスポーツへの関心を高めるとともに、スポーツ志向を喚起すること。	1 審判員及び助手・役員の謝金及び交通費は、次の基準による。 (1) 審判員謝金 1時間当たり 2,000 円以内 (2) 助手謝金 〃 1,000 円以内 (3) 役員 1 回あたり 3,000 円以内 (4) 交通費 実費 2 救護員の謝金及び交通費 3 会場使用料、設備・備品使用料 実費 4 競技用等備品及び消耗品の購入費 (消耗品には熱中症用飲料、大会顕彰用賞状・トロフィー・カップ・メダルを含む) 実費 5 印刷製本費 (要項、プログラム等) 実費 6 会議費 実費 7 スポーツ等保険料 実費 8 昼食代(税抜 800 円以内) 9 共催大会負担金(主催者決算資料添付) 実費

2 前項の規定にかかわらず、会長が特に必要と認める事業については事業費を交付することができる。

(交付の申請)

第3条 事業費の交付を受けようとする加盟団体はスポーツ振興事業費交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、一般財団法人松本市スポーツ協会会長(以下、会長という。)に提出しなければならない。

(1) 団体組織維持強化事業

ア 加盟団体の当年度事業計画書・前年度事業報告書

イ 加盟団体の当年度予算書・前年度決算書

(2) 指導者育成確保事業

ア 前年度に新規登録した者の名簿及び登録証の写し

イ 前年度に更新登録した者の名簿及び登録証の写し

(3) スポーツ教室開催事業

ア 事業実施計画書

イ 収入支出予算書

(4) スポーツ大会開催事業

ア 事業実施計画書

イ 収入支出予算書

2 前項の書類の提出期限は、別に定める。

(交付の決定)

第4条 会長は、加盟団体から事業費の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適正と認めたものについて事業費の額を決定し、その旨を加盟団体に文書で通知するものとする。

2 団体の組織維持強化事業・指導者育成確保事業は交付の決定後、事業費の支払いを受けることができる。その場合は、第8条により交付の請求をすること。

(事業の遂行等)

第5条 加盟団体は、事業費の交付決定の内容及びこれに付した条件その他会長が事業遂行のために指示した内容に従い、事業を行わなければならない。また、事業費を他の用途へ使用してはならない。

2 会長は、加盟団体に対し、必要に応じ事業の遂行状況を報告させることができる。

3 会長は、加盟団体が提出する報告により、事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、期日を指定し、適正に当該事業を遂行すべきことを指示することができる。

(実績報告)

第6条 加盟団体は、事業が完了したときは、事業の完了後30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに一般財団法人松本市スポーツ協会スポーツ振興事業費実績報告書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添付して会長に提出しなければならない。

(1) 事業実施報告書

(2) 収入支出決算書(領収書及びその内訳の写し)

(3) その他参考資料

(事業費の額の確定)

第7条 会長は、事業の完了の報告を受けたときは、報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査により、事業の成果が交付の条件に適合すると認めるときは、交付する額を確定し、その旨を加盟団体に文書で通知するものとする。

(交付の請求)

第8条 加盟団体は、事業費の支払を受けようとするときは、一般財団法人松本市スポーツ協会スポーツ振興事業費請求書(様式第3号)を会長に提出するものとする。

(交付決定の取消)

第9条 会長は、加盟団体が次の各号の一に該当するときは、事業費の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により事業費の交付を受けたとき。

(2) 第5条第1項の規定に反して事業費を他の用途に使用したとき。

(3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は会長の指示に従わなかったとき。

(事業費の返還)

第10条 加盟団体は、前条の規定により事業費の交付決定が取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に事業費が交付されているときは、会長が定める期限までにその事業費を返還しなければならない。

(立入調査)

第 11 条 会長は、事業費に関し必要があると認めるときは、加盟団体に対して報告を求め、又は事務局職員に帳簿書類その他を調査させ若しくは関係者に質問させることができる。

(補 則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

財団法人松本体育協会スポーツ振興事業補助金交付規程は廃止する。

附 則

この規程は、一般財団法人設立の登記の日(平成 25 年 4 月 1 日)から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。